

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 支部設置規程

(目的)

第1条 この規程は、木津川市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の活動を円滑に推進するために、各支所に支部を設置する。

(支部の数)

第2条 旧町に次のとおり支部数を設置する。

- (1) 旧木津町には、地区ごとに18支部を設置する。
- (2) 旧加茂町には、校区ごとに4支部を設置する。
- (3) 旧山城町には、地区ごとに18支部を設置する。

(役員及び委員)

第3条 支部活動を円滑に推進するために、次の役員及び委員を置く。

支部長	1名
副支部長	若干名
庶務	1名
会計	1名
監事	2名
協議員	若干名
地区福祉委員	若干名

2 役員及び委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役職をもって選任された者は、その在任期間とする。

(支部運営費)

第4条 支部運営費の一部については、市社協会費の中から還元する。ただし、還元率については別に定める。

(事業)

第5条 支部の事業については、市社協と連携しながら小地域福祉活動の推進をし、安心して住める街づくりをめざす事業の展開を図る。

附 則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

木津川市社会福祉協議会 支部基本規約

(名称)

第1条 この会は、木津川市社会福祉協議会〇〇区及び〇〇支部という。

(事務所)

第2条 この会の事務所を支部長宅におく。

(目的)

第3条 この会は、木津川市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の地域の実施組織として関係者の緊密な連携により、小地域福祉活動を推進し、安心して安全な地域づくりに資することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、市社協の事業を分担するとともに、支部の地域に即応、密着した福祉事業を行う。

(会員)

第5条 この会は、市社協の会員で、その区域内に在住するものをもって支部会員とする。

(役員及び委員)

第6条 この会に、次ぎの役員及び委員をおく。

支部長	1名
副支部長	若干名
庶務	1名
会計	1名
監事	2名
協議員	若干名
地区福祉委員	若干名

2. 役員及び委員の任期は2年とし、役職をもって選任された者は、その在任期間とする。

(役員及び委員の任務)

第7条 支部長は、この会を代表し業務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 庶務は、この会の庶務をつかさどる。
- 4 会計は、この会の会計事務をつかさどる。
- 5 監事は、この会の業務並びに会計の監査を行う。
- 6 協議員は、この会の事業の企画、立案を行う。
- 7 地区福祉委員は、この会の事業推進にあたる。

(役員を選任)

第8条 支部長、副支部長、監事は、地区福祉委員会で選任する。

2 庶務、会計は、支部長が地区福祉委員会の同意を得て委嘱する。

3 協議員は、地域の各種団体の役員、評議員、民生児童委員より選任する。

(地区福祉委員の選任)

第9条 地区福祉委員は、会員の内より次の者をもってあてる。

(1) 町内会（隣組）及び各種団体から推薦のあったもの。

(2) 福祉ボランティア活動に特に熱意のあるもの。

(3) 支部長の推薦により、市社協会長が委嘱するもの。

(評議員候補者の推薦)

第10条 市社協から評議員候補者の推薦依頼を受けたときは、地区福祉委員会において会員の中から選考し、市社協に推薦する。

(担当部会の設置)

第11条 この会に担当部会を設けて支部の運営にあたる。

(1) 会員啓発推進部会

(2) 地域福祉推進部会

(3) ボランティア活動推進部会

(4) その他支部に必要な部会

各部会に、部長1名、副部長1名を選任する。

(会議)

第12条 毎年1回、会員の参加による総会を行う。ただし、地区福祉委員会をもってこれに代えることができる。

2 この会の決議機関は、地区福祉委員会とし、必要に応じて支部長が召集する。

3 この会の役員会は、必要に応じ支部長が召集する。

(会計)

第13条 この会の経費は、市社協の交付金及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成19年3月12日から施行する。